

## 2. 協議会会長及び副会長について

(1) 会長 (規約第6条第1項)

会長	三浦大助 (佐久市長)
----	-------------

(2) 副会長 (規約第7条第1項)

副会長	加藤哲夫 (臼田町長)
副会長	佐藤治郎 (浅科村長)
副会長	竹花健太郎 (望月町長)

## 3. 協議会運営経費の市町村負担割合について

(規約第14条第1項)

4市町村負担金	4市町村の負担金の割合
	均等割 50% 人口割 50%

但し、人口割については平成12年国勢調査人口とする。